

議案第 8 号

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和 4 年度から本市の小中学校に学校運営協議会を設置することに伴い、学校運営協議会委員の報酬を定めるため提案するものです。

我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																		
(1)の表 略	(1)の表 略																		
(2) 附属機関の委員等	(2) 附属機関の委員等																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習審議会委員の項から地域公共交通協議会委員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員</td> <td>日額 7,000円</td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td> <td>年額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会委員の項から地域公共交通協議会委員の項まで 略	略	学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員	日額 7,000円	学校運営協議会委員	年額 5,000円	スポーツ推進委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習審議会委員の項から地域公共交通協議会委員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員</td> <td>日額 7,000円</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会委員の項から地域公共交通協議会委員の項まで 略	略	学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員	日額 7,000円	スポーツ推進委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略
区分	報酬の額																		
生涯学習審議会委員の項から地域公共交通協議会委員の項まで 略	略																		
学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員	日額 7,000円																		
学校運営協議会委員	年額 5,000円																		
スポーツ推進委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略																		
区分	報酬の額																		
生涯学習審議会委員の項から地域公共交通協議会委員の項まで 略	略																		
学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員	日額 7,000円																		
スポーツ推進委員の項から柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員の項まで 略	略																		
(3)の表及び(4)の表 略	(3)の表及び(4)の表 略																		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。